

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

(保育所版)

◎ 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ
所在地	佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
評価実施期間	平成24年8月31日～25年3月15日
評価調査者番号	① 第06-042号
	② 第07-001号
	③ 第06-040号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 熊本市立小島保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 豊田 さつき	開設年月日： 昭和27年12月 1日
設置主体： 熊本市 経営主体： 熊本市	定員： 60名 (利用人数) (62名)
所在地：〒861-5287 熊本県熊本市西区小島7丁目6番7号	
連絡先電話番号： 096-329-7250	FAX番号： 096-329-7269
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事					
生後3ヶ月から就学前の児童の保育 障がい児保育 延長保育 一時預かり保育 地域子育て支援センター (小島校区、城西校区、河内校区)子育てサークル支援 地域活動事業(世代間交流、異年齢児交流)	入園式 お見知り遠足 お見知り会 保育参観 交通安全教室 お泊り保育 プール教室 人形劇観劇 夏まつりごっこ 運動会 お楽しみの集い 発表会 もちつき 豆まき ひなまつり 卒園式					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
保育室(7部屋) 調乳室(1部屋) 調理室(1部屋) 沐浴室(1部屋) 事務室(1部屋) 職員休憩室(1部屋)	園庭					
職員の配置						
	職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
	園長	1		保育士	6	12
	主任保育士	2		調理師	2	
	保育士	3	12	准看護師		1
	調理員	2				
	合 計	8	12	合 計	8	13

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

◆ 特に評価の高い点

I. 安全で快適な環境整備に対する職員の知恵と工夫が随所に感じられます。

開設年月日では熊本市立保育園の中で4番目に古く、建物内外の老朽化が顕著に見られるため、継続的に補修を担当課に訴え続けられています。しかし、市の全体的な計画や財政面等の中では、希望通りに事が運ばないのも事実であり、安全性の確保を優先順位とした計画の中で修繕や改修が施されている状況です。そのような環境の中で、職員は様々なアイデアを出し、環境整備に取り組まれています。園庭の大型遊具は、保護者の協力を得ての錆おとしや塗りなおしが行われ、非常階段の錆止めの塗布などにも取り組まれています。外の手洗い場については、平成23年度の卒園記念作品として塗りなおしをするなどの取り組みも見られます。園舎内においてもトイレの扉の補修や取替え、掲示板を見やすく統一感のあるものに整備し直すなど、安全で親切的な施設・設備の整備に努められています。その他、保育室内の玩具や入っているものを分かりやすく表示したり、子どもにも分かり易い位置へクラス掲示板を移動したりと様々な取り組みが見られ、未満児クラスの手洗い場に安全なカバーを付けたり、レバーを付けて手が洗い易いように工夫されたりと、子どもが快適に過ごせるような配慮や工夫が各箇所に積み上げられていることがうかがえます。

II. 小規模保育園という特色を活かした取り組みが見られます。

小規模保育園(定員60名)という特色が、職員間及び職員と子どもの距離を近づけ、チームワーク良く職員全体での保育が展開されています。当該第三者評価制度受審に関しても、勉強会や会議を重ね、改善に取り組む過程で、正規職員と非正規職員共に意識の高揚が図られており、保育やその他の業務に共通認識の下、今まで以上の強い協力体制で取り組まれて来たこともうかがえます。

子どもたちも異年齢交流(散歩、運動、遊び、給食等)が行われることで関係性がより密となり、殆どの子どもがお互いの顔、名前を覚えているようです。また、職員や保護者相互のコミュニケーションも密に行われており、園、保護者、地域が三位一体となって、子どもたちを中心に据えた子育ての核となる取り組みにつながられているようで、今後の期待も膨らみます。

III. 地域に根ざした保育園と言えます。

熊本市になる以前に、当時の村長が発起人となり地域住民の協力を得て小学校内に保育園を開設されたことが、当保育園の始まりです。地域の連絡会などにも積極的に参加され、民生委員・自治会・老人会などと交流を図りながら、相互での協力体制が整えられています。開園当時は20歳代だった住民は、現在80歳代となり、子どもたちが散歩に出かけると随所で相互の声かけや交流が昔から繰り返されてきたこともうかがい知れます。その他、JAや老人会、ボランティアなどの協力を得ながら玉ねぎや菜の花の植え付け、収穫、調理活動などの体験活動も地域の支えがあつてのことと言えます。子育て支援センターや関係校区の子育てサークルとの交流、地域行事(敬老の集いや小島祭、福祉祭など)や地域防災合同訓練への参加など、地域との関係を大切にしながら、保育園の運営が行われていることが、随所で感じ取れます。

◆ 改善を求められる点

I. 子どもたちが快適に過ごせ、来所者が利用しやすい施設整備を期待します。

建物及び施設については、やはり老朽化が進んでいる状況であり、バリアフリーを含め子どもたちが過ごしやすく、来所者が利用しやすい施設かと言うと課題が多く散見されると言わざるを得ない状況です。保護者の協力や職員の工夫などにより補われ、市の担当課による確認や補修も行われている状況ですが、大規模改修など今後の更なる取り組みを期待したいところです。

II. 「食」に関する保護者との連携が計画的に行われることを期待します。

子どもの健全な育ちの基礎となる「食」に関する取り組みと姿勢はうかがえます。また、保護者との連携にも注力されています。しかし、「食育計画」の中でその活動を読み取ることが出来ません。食育に関する保護者との連携等に関しては、「食育計画」に位置付けた計画的な取り組みを期待します。

Ⅲ. 評価結果から分析された園の良さや課題を文書化して公表することが求められます。

保護者及び地域からの協力を得るためにも、情報の開示は大きな意味合いを持っています。子どもの最善の利益を保障するために質の高い保育サービスを提供する保育園運営への理解と協力を得ていく上で、評価結果から導き出された園の強みや課題を積極的に公表して行く事が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H25.3.6)

熊本県の第三者評価基準がH24年度に改定されたことから、それまで参考にしてきた第三者評価解説書の外に、新たなテキストでの勉強会に取り組みました。併せて公立保育園共通マニュアルや小島保育園総合マニュアル等の見直し、整備に取り組み、リーダー会議・グループ会議・全体会議などの会議の持ち方を工夫することで、全職員の共通理解、意識向上を図ることが出来たのは大きな収穫でした。

また、園舎の老朽化で環境整備も大きな課題でしたが、知恵を出し合い工夫してカバーしてきたことを、高く評価していただき嬉しく思います。これからも今回の評価結果をもとに更なる「保育の質の向上」に全職員で取り組んでいきたいと思ひます。

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	熊本市立保育園共通の保育理念は、児童憲章・児童福祉法をはじめ保育所保育指針を踏まえて作成されています。理念からは使命と社会的役割が読み取れ、それと整合する基本方針が3つの文章で整理されています。 理念、基本方針は園内の各所に掲示され、園のしおりやパンフレットなどの配布資料にも明示されており、朝礼での復唱や当該第三者評価受審に向けた勉強会などを通じて職員への周知に努められています。保護者にも各種行事の機会などを捉えて、パンフレットや園のしおりに基に説明が行われています。地域に対しては、「おしまっこだより」が定期的に配布され、理念や基本方針等の周知に努められています。
2 計画の策定	熊本市において、各市立保育園から集積されたデータを基に対比・分析が行われ、それが各園にフィードバックされています。全体的な課題の抽出と評価が行われ、「後期次世代育成支援計画」の達成に向けた活動につながられていることがうかがえます。 年度末に案が策定され、年度始めに行われる会議で検討し確定される行事・保育内容を含む事業計画は、職員全員に配付され毎月の職員会議において評価・検討がなされています。また、保護者には理念・基本方針の周知と合わせ、行事等において資料の配布と説明が行われています。保育内容に関する計画は保育課程を基に策定された子どもの育ちを見据えた保育計画にも反映されています。 (各計画については、評価基準において収支計画の策定までが求められていますが、今回の評価では、収支計画の策定は、園長に与えられた職掌の範囲に含まれていないと判断して評価しています。)
3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者としての役割と責任については管理規程に明示され、自らをフローチャートの中で各リスクを統括する責任者と位置付けられています。 年度初めのみならず園内で行われる各種会議においても、職種を問わず同じ意識を形成するための努力が行われていることが会議録などからも読み取ることができます。 法令遵守に関しても、関係法令が図式化され掲示されるなど、周知に向けた意識の高さがうかがえます。 保育の質の向上に向けた取り組みや業務の効率化については、各種会議を通して検討が行われており、クラス編制や休憩時間の確保など短時間労働者の活用による改善などの事例を聴取することが出来ました。

<p>評価対象Ⅱ 組織の運営管理 1 経営状況の把握</p>	<p>経営状況の把握については市の統括の下で行われ、園長会などで随時、情報の把握が行われています。</p> <p>子育て支援課との連携から得られる情報や、子育て支援センター利用者からの相談、そして長い歴史の中で生まれ育られた地域との関係からもたらされる子育てに関する情報やニーズは、各計画に反映され、実践につながられています。</p> <p>在園児や未就園児の動向については、市の地域別人口動向情報などで把握に努められ、コストの効率的な配分などについては、会議などで定期的に職員に対しての周知が図られています。</p> <p>外部監査については公立保育所であることから評価対象から除外しています。</p>
<p>2 人材の確保・ 養成</p>	<p>熊本市全体の人事制度の下で、保育の質と財政のバランスに配慮した包括的な人材の確保や管理が行われており、福利厚生面でもメンタル面のケアまでも考慮した取り組みが見られます。人事考課については、自己評価を含む園長との定期的な面談など、質の向上と人材育成を念頭においた取り組みが展開されています。</p> <p>市内保育園から選出された研修企画担当と市の担当主幹によって計画される研修は、保育現場のニーズをくみ取った内容となっており、OJT研修は、新しい人材を丁寧に育成するという目的に加え、研修を受ける職員、指導する職員それぞれが共に育ちあう意義ある取り組みにつながっています。また、職階に分けて行われる研修や、テーマを決めて行われる専門性に特化した研修などの取り組みも見受けられます。</p> <p>実習生受け入れは、意義や方針が明確にされマニュアルが整備されており、それに沿った受け入れが行われています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>安全管理、衛生管理並びに健康管理及び危機管理対応は、熊本市立保育園共通のマニュアルが作成されています。ヒヤリハット報告書の分析により、保育現場の環境や対応の改善につながられています。多くの事例収集とその要因及び改善内容については、迅速かつ確実に共有されようとする意識が、ヒアリング及びヒヤリハット報告書からもうかがえます。</p> <p>災害時対応については、地元の協力も得ながらの訓練が行われています。</p>
<p>4 地域との交流と 連携</p>	<p>保育園開設時から続く地域との関わりと「地域に根差し、地域と交流する」という姿勢で、地域との関係を大切にされています。子育て支援センター事業では、園の給食室と連携してのクッキングなどの機会に、民生委員などをボランティアとして迎え、地域の子育てニーズの把握にもつながられています。ボランティアや保育体験などの受入にも積極的に取り組まれており、地域の各種会合においては、パンフレットなどの資料をもとに保育園の持つ機能の周知に努められています。</p> <p>関係機関を種類別に色分けして掲示するなどの取り組みは、職員及び利用者それぞれに対し、保育園が単独で存続するのではなく地域との包括的な関係の中に存在しているという園長先生の地域への思いと相通じるものがあると感じました。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の 福祉サービス</p>	<p>熊本市立保育園全体が取り組んでいる「人権を大切にすることを育てる保育」についての年間計画を年度初めに全職員参画の下で策定し、「基本的な生活習慣や態度を身につけ、豊かな感性と、自分から進んでやってみようとする子どもを育てる。命を大切にすることを育てる。」という目標を掲げ、日々の保育実践が積み重ねられています。また、「にこにこたより」や「絵本だより」を家庭に配布し、保育園での取り組みを伝えるよう努められていることもうかがい知れます。</p> <p>「プライバシーポリシー」に基づき、職員に対する「マニュアル：職員の守秘義務への注意、保護者からの意見等への対応」の配付と会議における説明によって子どもや保護者のプライバシー保護や意見・苦情などへの対応に取り組まれています。</p> <p>保護者には入園時に文書（個人情報・苦情相談）を配布すると共に、苦情対応に関するポスターの掲示や説明が行われています。</p> <p>利用者満足を図る取り組みとしては、アンケート調査の結果を基に、改善対応策を会議等で検討し、結果は保護者会やお便りでフィードバックされています。また、より多くの意見を聴取する目的で、お便りと共にご意見用紙を配布したり、ご意見箱の設置場所を投函し易いように変更したりと、工夫も凝らされています。</p> <p>また、日常的な送迎時の対応や連絡帳などを介しての保護者とのコミュニケーションにも努められています。</p>

<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>当該評価受審に向けての取り組みが、数年に亘り段階的に進められています。その取り組みを通じて職員全員が共通認識を持ち、評価基準の勉強会を積み重ねると共に、課題の抽出及び改善計画の策定が行われています。また、改善計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直し、修正も行われています。その一例として、園舎のハード面のリスクが抽出されても改修費用の捻出が難しく、コストを抑えた安全対策としてリスク箇所に手作りのカバーを施すなど、子どもたちが安全に遊び、生活できる環境作りへの工夫などが挙げられます。また、日常的な保護者からの意見も、真摯に受け止め改善に向けて取り組まれていることが記録から読み取れました。課題としては、自己評価に基づき抽出された課題や当保育園の良さについての公表が挙げられます。</p> <p>各クラスにマニュアルがあり、当保育園の提供する標準的な実施方法が確立しています。定期的な見直しは、年度末に反省と共に行われており、クラス会議やグループ会議等での検証・見直しも随時行われています。</p> <p>今回の評価受審を機にマニュアルの活用や設置場所も見直され、すぐに手に取って見られるように考慮されています。</p> <p>子ども一人ひとりに関する記録は、熊本市立保育園の統一様式で作成されており、職員への周知方法や記録方法もマニュアルに定められています。各記録は定期的に主任及び園長により確認が行われ、視点や書き方など詳細な指導が行われています。また、記録管理についても熊本市が定めた規定に沿って行われています。</p>
<p>3 サービスの開始継続</p>	<p>当保育園の情報は「アンダンテ」という情報紙に掲載されており、区役所や各保育園などで入手できるようになっています。その他、「おしまっこだより」に園の情報を掲載して、町内会や老人会及び小・中学校並びに医療機関やコミュニティーセンターなどへ配布するなど、情報発信に努められています。しかし、ホームページを活用した情報提供は行われているとは言い難い状況にあり、課題として改善策を検討されることを期待します。</p> <p>「入園説明資料」が整備され、入園希望者や見学者等には、それを配布しての丁寧な説明が心掛けられています。</p> <p>転園や退園の引継ぎに関しては、マニュアルが整備され、保護者の同意が得られれば「退園申し送り書」を用いた情報提供が行われる仕組みとなっています。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>入園時に配布する調査票と個人面談により、身体や発育及び家庭の状況、意向などが把握され記録されています。把握された情報は、会議や記録を介して、職員間で共有できる仕組みとされています。また、定期的な見直しが年に1回(進級時)行われ、随時の修正や追加も記録から読み取れました。</p> <p>保育課程に基づき、把握した情報と保護者の意向などを加味しながら一人ひとりに着目した指導計画が、各職員の意見を取り入れながら策定されています。指導計画は毎月の反省及び検討(会議)を経て柔軟に見直しが行われ、園長・主任のチェックと指導も行われています。</p>
<p>評価対象Ⅳ A-1 保育所保育の基本</p>	<p>前年度末に作成された素案を新年度会議で職員参画のもと検討し、理念や基本方針、目標などを踏まえて、地域の実態や保育ニーズを考慮した保育課程が4部構成で作成されています。</p> <p>「乳児保育」は、乳児がゆったりと安心して過ごせる環境整備に努め、一人ひとりの生活リズムと生育歴の違いに留意しながら、健康面や安全面、情緒の安定などに配慮した保育が行われています。担当保育士は乳児保育の研修に参加し、得られた知識等を伝達研修などにより他の保育士と共有する仕組みとされています。また、子育ての不安が軽減できるよう連絡帳や送迎時の情報交換を丁寧に行い、調理員との連携も密にする事で、離乳食やアレルギー対応など保護者支援にも努められています。</p> <p>「1、2歳児の保育」は、一人ひとりの育ちに応じて基本的な生活習慣が身につくよう、保育の場を捉えて、「自我の育ち」を十分に受け入れながら、達成感が得られるような声かけや対応が随所で行われています。探索活動期でもあり保育園内は勿論、戸外遊びや散歩活動など、自然や地域の人達と交流する機会も多く取り入れられています。</p> <p>「3歳以上児の保育」は、基本的な生活習慣の定着と集団の中で段階的に自己主張をし、他児との協力によって一つの遊びや活動に取り組めるよう計画・実践が行われています。身体を使った運動、自然の動植物との触れ合い、創作や表現遊び、地域の人達との交流活動などが、季節に応じて組み立てられ心と身体の育ちを大きく助長</p>

	<p>しています。</p> <p>就学前である5歳児の保育は、文字への興味や就学後を意識した生活の組み立てと環境整備が行われています。</p> <p>年齢毎に保護者の子育てに寄り添うと共に、相談しやすい関係作りへの配慮や工夫が凝らされています。</p> <p>園舎については、保護者の協力を得、職員の創意工夫により出来得る限りの安全確保と分かりやすい環境整備に取り組まれています。また、老朽化により、誰もが利用しやすい施設とは言い難い状況にあります。</p>
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<p>障がいを抱えた子どもたちが安心して生活が出来るように、園全体で情報を共有し、検討した上で保育に取り組む仕組みがあります。子どもたちの間で障がいを一つの個性と認めている様子が見受けられ、保育士の対応等を手本にして相互に育ち合っている様子が記録や保育場面からうかがい知ることができます。また、関係機関との連携により、相談したり、助言を受けたりといった関係作りも行われています。</p> <p>長時間にわたり園で過ごす子どもが不安などを感じる事がないよう、生活の連続性に配慮した保育や対応に努められています。異年齢で過ごす時間を設けることで、小さな子を世話する気持ちの芽生えや大きな子に憧れる気持ちが育まれています。また、家庭的な環境整備に配慮し、延長保育時には軽食(菓子とお茶)が提供されています。</p> <p>日常的な健康管理については、朝礼で情報が報告されると共に「朝礼日誌」に記録され、全職員で共有できる仕組みが機能しています。「健康衛生マニュアル」に基づいて、感染症発生や健康異常が認められるケースへの対応も行われています。</p> <p>子ども達の心身の育ちに不可欠な食事は、楽しんで食べられるよう音楽をかけたたり、気候のよい時は戸外で食べたり、時には異年齢合同で食べる機会も設けられています。調理員がクラスを回って子どもたちの喫食状況を確認し、調理室のカウンター越しの会話を通して、個々の子どもたちの食の状況把握にも努められています。「食育年間計画」を各職員の意見を取り込みながら策定し、計画に沿った取り組みも行われています。特徴的な取り組みとしては、ピーマンの種とり、インゲンの筋とりなど野菜の下処理活動である「仕込みタイム」や、5歳児クラスの当番が給食前に試食をしてクラスで味等の説明をするという「お味見当番」、ダンボールコンポストなどが挙げられます。</p> <p>“食”に関係した安全・衛生管理も熊本市立保育園統一のマニュアルに基づき、日々のチェックや取り組みが行われています。マニュアルの見直しは年に一回定期的に行われる他、毎月の会議で見直しの検討が行われる事もあります。</p> <p>計画の進捗状況などについては、会議の際に確認され、反省・検討・修正が行われる仕組みとされています。課題としては、「食育年間計画」に家庭(保護者)との連携が位置付けられていないことが挙げられます。</p>
<p>A - 3 保護者に対する支援</p>	<p>子どもの発達や子育てについては、送迎時の対話や連絡帳での情報交換が行われています。その他にも、個人面談や行事の際に設定されているクラス懇談会などにより、保育についての相互理解が進むよう努められています。</p> <p>保護者会活動への支援としては、役員会等の場が提供され、職員も参加されています。また、資料などの配布にも協力されています。</p> <p>虐待への対応については、「虐待対応マニュアル」を基に内部での研修を行ったり、外部研修に参加した職員による伝達研修が行われたりするなど、全職員への周知が図られ、日常的な観察によって早期発見に努められています。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	28	利用全世帯(42世帯)にアンケートシートを配付し協力を依頼しましたが、28世帯からの回答しか得られませんでした。また、追加でアンケート調査への協力を依頼しましたが回答数は増えませんでした。
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅱ－１－（１）－① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－１－（１）－② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－１－（１）－③ 外部監査が実施されている。	該当なし

Ⅱ－２ 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１） 人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ－２－（１）－① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（１）－② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（２）－② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（３）－② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－２－（３）－③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－２－（４） 実習生の受入れが適切に行われている。		
	Ⅱ－２－（４）－① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

Ⅱ－３ 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１） 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ－３－（１）－① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－３－（１）－② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－３－（１）－③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	Ⓐ・b・c

Ⅱ－４ 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との関わりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（１）－② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（１）－③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
	Ⅱ－４－（２）－① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（２）－② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・Ⓑ・c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-1 養護と教育の一体的展開		
A-1-1(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑥	職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-1(1)-⑦	入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c
A-1-2 環境を通して行う保育		
A-1-2(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-2(2)-⑥	施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c
A-1-3 職員の資質向上		
A-1-3(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-1 生活と発達の連続性		
A-2-1(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-1(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-1(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-2 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-2(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-④	食育の取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-2(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-2-3 健康及び安全の実施体制		
A-2-3(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-3(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・ b ・c
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a ・b・c
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a ・b・c
A-3-(1)-④	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a ・b・c
A-3-(1)-⑤	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	50	2	0
内容評価基準（評価対象A1～A3）	27	2	0
合 計	77	4	0